

謹賀新年

令和5年元旦

小川富也税理士事務所だより

編集発行人

税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068

八幡浜市浜之町180番地

TEL 0894-24-3355

FAX 0894-24-2882



法定調書

◇提出調書と支払内容◇

【提出期限】
令和5年
1月31日(火)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和4年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類(全部で60種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載の令和4年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

| 主な法定調書 | 支払の内容 |
|---|--|
| 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出 | 俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与 |
| 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出 | 退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与 |
| 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 | 所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等) |
| 不動産の使用料等の支払調書 | 不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価 |
| 不動産等の譲受けの対価の支払調書 | 不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価 |
| 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 | 不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料 |

【令和4年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

- ※ 令和5年1月1日以降、各市区町村へ書面で提出する給与支払報告書が2枚から1枚になります。
- ※ 民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。受給者の方が賦課期日現在で満18歳未満に該当する場合は、「未成年者」欄に○を記載して下さい。(具体的には、令和4年分給与所得の源泉徴収票の場合、平成17年1月3日以後生まれの方が未成年者に該当します。)
- ※ 令和4年1月1日から、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)について、退職所得の金額の計算方法が改正されました。

資金繰りや賃上げ促進 インボイス対応など支援

2022年度
補正予算

物価高騰への対応など新たな総合経済対策を盛り込んだ2022年度第2次補正予算案が国会で成立しました。今回はこのうち、中小企業関連の主な項目について取り上げます。

■資金繰り支援■

資金繰り支援策として、民間ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)からの借換需要に対応して、100%保証は100%保証で借り換えできる保証制度を創設します。

また創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設します。

■物価高に伴う賃上げ支援■

物価高に伴う賃上げ支援として、「事業再構築補助金」のグリーン成長枠・成長枠で補助事業期間内に事業場内最低賃金を年45円引き上げた場合、補助率を2分の1から3分の2に引き上げるほか、事業終了後3〜5年で同水準を達成すれば補助上限額を3000万円上乘せします。

また、「ものづくり補助金」も同様の大幅な賃上げを達成すれば、補

助上限額を1000万円引き上げます。

このほか、「事業承継・引継ぎ補助金」の経営革新事業も、事業終了時に事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上回っていれば、補助上限額を600万円から800万円に引き上げます。

■インボイス対応■

一方、インボイス対応としては、「小規模事業者持続化補助金」のインボイス枠を拡充し、課税事業者に転換する事業者の補助上限額(通常50万円、200万円)を50万円上乘せします。

インボイス対応に必要なITツール導入促進のため、「IT導入補助金」もクラウド利用料(2年分)やハード(パソコンなど)購入の補助対象化、補助率引き上げ(2分の1↓3分の2〜4分の3)を継続します。また、インボイスや物価高対応として、商工会・商工会議所の相談対応強化や指導員向け講習、よろず支援拠点コーディネーター増員などの体制強化を進めます。

〔新たな借換保証制度の創設〕

- 民間ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)からの借換需要に加え、他の保証付融資からの借換や新たな資金需要にも対応するため、100%保証は100%保証で借換えすることができる保証制度を創設。金融機関による継続的な伴走支援による経営改善に取り組む事業者(一定の売上減少要件等を満たす場合)の保証料の一部を補助(保証上限1億円、保証料0.2%等)。

〔経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度の創設〕

- 創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設(保証上限3,500万円)。事業者が債務不履行となった場合に発生する信用保証協会の損失の一部等を補填。
→具体的な制度設計は、年内メドにとりまとめ予定

〔小規模事業者持続化補助金〕(小規模事業者による経営計画策定及び販路開拓等を支援)

インボイス対応

- インボイス枠を拡充し、課税事業者に転換する事業者の補助上限を50万円上乘せ。
(通常、上限は50~200万円、補助率2/3(一部3/4)。赤字事業者の補助率引上げ(3/4)は継続。)

〔IT導入補助金〕(中小企業の業務効率化やDXを推進するため、ITツール等の導入費用を支援)

- インボイス対応に必要なITツール導入促進のため、クラウド利用料(2年分)やハード(PC等)購入の補助対象化、補助率引上げ(1/2→2/3~3/4)を継続(デジタル化基盤導入枠)。
- また、安価なツール導入も支援するため、補助下限額(5万円)を撤廃。



■国税庁 帳簿の提出がない場合等の加算税 の加重措置に関するQ&Aを公表

国税庁はこのほど、「帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関するQ&A」(計20問)をホームページ上で公表しました。

令和4年度税制改正において講じられた本措置は、申告所得税、法人税・地方法人税、消費税の税務調査において、税務職員から「売上げに関する調査に必要な帳簿」の提示等を求められ、かつ、次のいずれかに該当する場合には、帳簿に本来記載等すべき事項に関する申告漏れ等に関して課される通常の過少申告加算税・無申告加算税(以下①②③において「過少申告加算税等」という)の割合が10%又は5%加重されるといふものです。

① 帳簿の提示等をしなかった場合
↓過少申告加算税等の割合が10%加重されます。

② 帳簿への売上金額の記載等が、本来記載等すべき金額の2分の1未満だった場合
↓過少申告加算税等の割合が10%加重されます。

③ 帳簿への売上金額の記載等が、本来記載等すべき金額の3分の2未満だった場合
↓過少申告加算税等の割合が5%加重されます。

Q&Aの「制度概要」では、これらの概要について記載をした上で、例えば、「個人事業者に対する税務調査において提示がされた帳簿について、本来記載をすべき売上金額が2000万円であったにもかかわらず、実際には800万円しか記載がされておらず、その結果、申告漏れが生じていた場合には、前記②(本来記載等すべき金額の2分の1未満だった場合)に該当することから、申告漏れとなっていた1200万円に対して新たに納める必要のある所得税額を基礎として課される過少申告加算税の割合が10%加重されることとなる」と説明しています。

Q&Aでは、対象となる者や帳簿の範囲などについても取りまとめられています。その他詳細につきましては、国税庁ホームページをご参照下さい。

1月の税務と労務

—税務—

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
(1)交付期限…1月31日
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
(1)提出期限…1月31日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、国内経済は大幅な物価高騰に見舞われ、わが国の企業活動は、強い逆風にさらされました。引き続き企業を取り巻く環境は激しく変化していくことが予想されますが、この変化をビジネスチャンスととらえ、変化を恐れず、自らが変化する時、そこに必ず勝機が生じます。

▼予測困難な未来に対し、過去の常識や成功体験に基づいて立案した戦略や、これまで培って

新年を迎えて

きた優位性が、今後何年にもわたって有効に機能するとは限りません。▼新型コロナウイルスによる行動様式や価値観の変化は現在も進行中であり、将来の正確な予測は困難ですが、前例踏襲や横並びではなく、自ら行動を起こし、この変化の渦の中に飛び込んでいく勇氣が必要です。世の中の構造や経済環境の変化をチャンスととらえ、先手を打って果敢に挑戦する、その積み重ねによって成功の扉は開かれるのではないのでしょうか。